

社会福祉法人白日会役員等に対する報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白日会（以下「当法人」という。）の役員等に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 役員（理事、監事）

(2) 評議員

(3) 理事長が委嘱した入所検討委員、苦情解決第三者委員、その他の委員

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬は、次のとおりとする。

理事長	月額300,000円
-----	------------

(2) 賞与は、次の算式により算出される額

6月賞与	報酬月額×2月分
12月賞与	報酬月額×2月分

(3) 退職手当は、次の算式により算出される額

最終報酬月額×在任年数×2.0

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(4) 通勤手当は、照古苑給与規則第11条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬は、次のとおりとする。

役員等	業務	日額
理事	理事会、評議員会、監事監査への出席等	10,000円
	法人及び施設業務等のための出勤又は旅行	5,000円

監事	理事会、評議員会、監事監査への出席等	10,000円
	法人及び施設業務等のための出勤又は旅行	5,000円
評議員	評議員会への出席等	10,000円
	法人及び施設業務等のための出勤又は旅行	5,000円
入所検討委員	入所検討委員会への出席等	3,000円
	法人及び施設業務等のための出勤又は旅行	
苦情解決 第三者委員	苦情解決委員会への出席等	3,000円
	法人及び施設業務等のための出勤又は旅行	
その他の委員	その他の委員会への出席等	3,000円

(2) 非常勤役員等が業務のため出席又は出勤したときは、社会福祉法人白日会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に定める別表区分1に基づき、費用弁償として交通費を支給する。ただし、片道2キロメートルの範囲内に在住する場合は支給しない。

（役員等の出張旅費）

第6条 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程別表区分1に基づき、費用弁償として旅費を支給する。

2 すべての行程が熊本県内である旅行については、日当定額の2分の1に相当する額を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、すべての行程が宇土市内である旅行については、日当を支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 賞与については、毎年6月30日及び12月15日とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席等した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割

りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に100円未満の端数については、これを切り捨てる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人白日会役員に対する報酬及び費用弁償規程（昭和57年規程）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(主な改正点：第2条(3)運営推進委員の追加、第5条(2)社会福祉法人白日会旅費規程への変更)

附 則

この規程は、平成30年6月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(改正点：別表第4「非常勤役員等の報酬」に、監事の業務として「評議員会への出席」を追加)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(改正点：第5条改正)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。(改正点：第5条改正)